

通番	カテゴリ	質問	JSPS回答
1－1	申込時	募集案内の「1. 趣旨」には、「日本側研究者」の定義は「本事業への申込を希望する日本人研究者」と記載されています。「日本側研究者」には国籍要件があるということですか。	本事業の日本側研究者に係る国籍要件はありません。
1－2	申込時	本事業の申込に当たっては、JSPSの他事業と同様、日本側研究者の所属機関にて取りまとめて提出しますか。あるいは、同研究者個人が直接提出できますか。	原則として日本側研究者の所属機関にて取りまとめた上で提出してください。日本側研究者からの直接提出も可能としますが、本事業への申込や提出資料の作成について日本側研究者の所属機関の同意を得るなど、必ず所属機関と緊密に連携した上で提出してください。
1－3	申込時	大学共同利用機関法人の一研究所に所属する研究者が本事業に申込にする場合は、JSPSの他事業と同様、機構本部にて取りまとめて提出しますか。あるいは、各研究所から提出できますか。	原則として機構本部にて取りまとめた上で提出してください。機構所属の各研究所からの提出も可能としますが、採否結果の通知は機構本部に宛てて行いますので、必ず機構本部と緊密に連携した上で提出してください。
1－4	申込時	申込締切後、米国側研究者がNSFに提出した内容の写しを提出する際は、日本側研究者の所属機関にて取りまとめて提出しますか。あるいは、同研究者が直接提出できますか。	原則として日本側研究者の所属機関にて取りまとめた上で提出してください。日本側研究者からの直接提出も可能としますが、日本側研究者と所属機関とで必ず緊密に連携した上で提出してください。
1－5	申込時	JSPSの他の学術国際交流事業の令和7・8年度採用分募集との重複申請の制限はありますか。	ありません。
1－6	申込時	二国間交流事業（共同研究・セミナー）では、申請も採用手続きも電子申請システムで行いますが、この事業の採用手続きも電子申請システムで行いますか。	本事業の全ての手続きにおいて、電子申請システムは使用しません。
1－7	申込時	「選考による絞り込みは行いませんが」とありますが、支援予定件数を超える申請がある場合、どのように絞り込みを行うのですか。	NSFとの協議により決定します。
1－8	申込時	令和7年度末を以て定年退職する見込みで、退職後の行き先が現時点で未定の研究者は、本事業に応募可能ですか。	日本側研究者及びその所属機関が、申込時点において、本事業により来日する米国側研究者を責任をもって受け入れる旨表明できない場合は、本事業への申込はできません。
1－9	申込時	申込1件当たりの日本側研究者の人数や米国側研究者の人数は複数いてもいいですか。	日本側研究者は、本事業実施の責任を担う者とするため、申込1件当たりの日本側研究者の人数は、必ず1名としてください。実際の受入に協力する研究者の人数は問いません。 米国側研究者の人数はNSF側の規定に従ってください。ただし、本会の支給経費は米国側研究者1名分とします。
2－1	採用時	本事業の採否結果は、日本側研究者個人にのみ通知されますか。あるいは、日本側研究者の所属機関にも通知してくれますか。	日本側研究者の所属機関のみに通知予定です。
2－2	採用時	受入機関及び受入研究者の遵守事項はありますか。	事務手続のための手引や各種様式等については、近日中に公開予定です。
2－3	採用時	受入機関及び受入研究者の事前準備はありますか。	事務手続のための手引や各種様式等については、近日中に公開予定です。
2－4	採用時	来日前に必要な手続きはありますか。	事務手続のための手引や各種様式等については、近日中に公開予定です。
3－1	経費	日本側の経費はどのように支給されますか。	採用課題決定後、日本側研究者の所属機関の口座宛銀行振込により支給します。 事務手続のための手引や各種様式等については、近日中に公開予定です。
3－2	経費	募集案内「2. 申込条件」に記載されている事業（科研費等）から、この事業により米国から招へいする研究者との共同研究にかかる経費を支払うことはできますか。	本事業としては妨げないこととしますので、当該の事業の執行手続の関係上問題がないことをあらかじめ確認してから執行してください。
3－3	経費	米国側研究者に対する海外旅行傷害保険に係る費用は、日米どちらが支給しますか。	本会の支給経費に海外旅行傷害保険は含みません。米国側研究者とご相談ください。
3－4	経費	JSPSから支給される滞在費が、米国側研究者の日本滞在に係る経費総額（見込み）より少ない場合、差額の取り扱いはどうなりますか。	本会の支給経費の総額を超える部分の支出については、米国側研究者とご相談ください。
3－5	経費	米国側研究者の米国国内の移動にかかる交通費は支出できますか。	本会の支給経費は米国側研究者1名分の日本滞在に係る滞在費です。それ以外の経費の支出については、米国側研究者とご相談ください。
3－6	経費	日本滞在期間中、共同研究や講演会等のために米国側研究者が受入機関外を訪問することは可能か。また、その参加にかかる交通費などの費用はこの事業の経費から支出できるのか。	本事業の研究計画の遂行のために必要な共同研究や講演会等への出席は問題ありません。 本会が支給する経費は滞在費です。外部への訪問に伴い交通費が発生する場合は、NSFからの経費等を含む他の経費による支給をご検討ください。 なお、募集案内「4. 支援対象期間」にあるとおり、本会が米国側研究者向け滞在費を支給する期間中は、継続して日本に滞在することが想定されます。
4－1	採用終了後	本事業で来日した米国側研究者は、本事業における滞在期間が終了したあとも、引き続き別の経費で日本に滞在することは可能ですか。	可能です。